

要支援者の支援体制と地域 における課題について

要配慮者と避難行動要支援者の関係について

地域住民

要配慮者(旧災害時要援護者)

避難行動要支援者

要配慮者とは

「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時、特に配慮を要する者」のこと。以前は、災害時要援護者と言われていた。

避難行動要支援者とは

「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」のこと

要配慮者等の避難支援の沿革(国)

平成16年7月 梅雨前線豪雨、台風⇒高齢者等が被災

平成17年3月 災害時要援護者の避難支援ガイドライン
平成18年3月 災害時要援護者の避難支援ガイドライン
(改訂)

内容：災害時要援護者への避難支援体制の整備

平成23年3月 東日本大震災⇒死者数の中で高齢者の死者数は約6割

平成25年6月 災害対策基本法の一部改正

内容：避難行動要支援者の名簿作成を義務付け等

平成25年8月 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

内容：①改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項
避難行動要支援者名簿の作成等
②さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項
個別計画の策定等

要配慮者等への計画について

地域防災計画

防災に関する全般の計画
避難行動要支援者の避難支援に関
して、避難行動要支援者名簿等の
重要事項を定める。

```
graph TD; A[地域防災計画] --> B[全体計画]; B --> C[個別支援計画]; A --> C;
```

全体計画

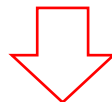
地域防災計画の下位計画
要配慮者関係への基本的な考え方を記載

個別支援計画

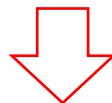
名簿情報に基づき作成する避難方法等についての計画

避難行動要支援者対応の流れ

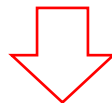
地域防災計画等において、考え方の整理



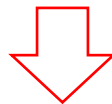
要配慮者の把握



避難行動要支援者名簿の作成



避難支援等関係者への事前の名簿提供

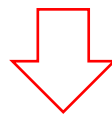


個別計画の策定

名簿作成及び個別支援計画の状況

消防庁の調査(平成27年4月)

	市町数	名簿作成市町数	個別支援計画作成市町数(一部含む)
滋賀県	19	13	7
全国	1734	906	294



消防庁の調査(平成28年4月)

	市町数	名簿作成市町数	個別支援計画作成市町数(一部含む)
滋賀県	19	19	13
全国	1735	1460	563

大津市では、名簿作成済 **開始年度21年**

個別支援計画作成済(一部) **開始年度21年**

本市の取り組み(全体計画)

●大津市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の策定

○主な内容

- ・避難支援体制の整備方針
- ・避難行動要支援者情報の把握・共有
- ・避難誘導・安否確認体制の整備
- ・避難所等における支援体制

○策定年月日 平成27年3月

○避難行動要支援者への支援推進体制

- ・平常時に下記のメンバーで避難行動支援者連絡会議を実施している。

*福祉子ども部 福祉政策課、障害福祉課

*健康保険部 長寿政策課、介護保険課

*健康保険部(保健所) 保健予防課、健康推進課

*消防局 予防課

*総務部 危機・防災対策課

※大津市社会福祉協議会が平成27年度途中より参加している。

本市の取り組み（地域への働きかけ）

●地域の体制づくりの支援

○地区防災計画の策定支援

- 要支援者対策は、地域での取り組みが欠かせないことから、大津市では地域の共助の取り組みのなかで、体制づくりを支援している。

地域が作成する地区防災計画においても、手引きを作成し、要支援者対策について記載している。

地区防災計画作成の手引きにおける地域が行う要支援者対策に関する内容

- ①平常時 要支援者の支援体制の整備
（名簿を活用し、避難行動要支援者の把握及び支援者を決める。）
- ②災害時 安否確認
救助・救出
避難誘導等の避難支援

本市の取り組み(名簿の作成)

●避難行動要支援者名簿の作成

○避難行動要支援者名簿とは

「地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」のこと。

名簿登載者のうち名簿を提供することに同意を得られた者の情報については、平常時より避難支援等関係者への提供が可能である。

○大津市では下記の2種類の名前で名簿を作成

ア行政機関共有用災害要援護者名簿

⇒上記の避難行動要支援者名簿に該当。**災害時及び災害のおそれがある場合のみ避難支援等関係者に提供できる。**

イ避難行動要支援者名簿(個別支援一覧)

⇒行政機関共有用災害要援護者名簿登載者のうち、平常時から名簿を提供することに同意を得られた対象者を抜き出した名簿。**平常時から避難支援等関係者に提供が可能。**

行政機関共有用災害要援護者名簿(=避難行動要支援者名簿)

避難行動要支援者名簿(個別支援一覧)

(=同意有。平常時から提供可能)

本市の取り組み(名簿の作成)

ア 行政機関共有用災害要援護者名簿①

●使用目的

- ・避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進
- ・災害時の避難支援及び安全確認

●登載する避難行動要支援者の範囲

- ・在宅の者で以下に規定するもの
 - a 要介護認定者(要介護3以上の判定を受けている者)
 - b身体障害者(身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者)
 - c知的障害者(療育手帳制度の程度区分のうちA1・A2に該当する者)
 - d特定疾患医療受給者等の難病患者
 - e大津市民生委員児童委員協議会連合会が作成するネットワーク台帳に登載された者のうち必要であると認めた者
 - f前各号に準じる状態にある者

本市の取り組み(名簿の作成)

ア 行政機関共有用災害要援護者名簿②

●名簿登載対象者数

a 要介護認定者	約 5,470名	
b 身体障害者	約 5,050名	
c 知的障害者	約 820名	
d 難病患者	約 330名	
e ネットワーク台帳登載者	約22,200名	計 <u>約33,870名程度</u>

●名簿保管先

- ・福祉政策課
- ・災害時及び災害のおそれがある場合に活用できるよう、各支所にて保管

●名簿の更新

- ・年2回（6月・12月頃）

本市の取り組み(名簿の作成)

イ避難行動要支援者名簿(個別支援一覧)①

●使用目的

地域での避難行動要支援者への支援体制の整備のため、平常時から避難支援等関係者へ提供。

- ・ 避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進
- ・ 災害時の避難支援及び安全確認

●登載者

大津市では現在、行政機関共有用災害要援護者名簿の登載者の内、

b身体障害者

c知的障害者

e大津市民生委員児童委員協議会連合会が作成するネットワーク台帳で同意を取れた方を掲載している。

名簿登載者全員に対する同意確認の方策について現在検討中。

本市の取り組み(名簿の作成)

イ避難行動要支援者名簿(個別支援一覧)②

- 名簿登載者数 22,724名 (H28.7月現在)
- 避難支援等関係者への提供
 - ・学区単位で組織され、学区の避難支援対策に関与している団体と確認書を交わした上で、提供。1学区につき1団体。
 - ・現在14団体(14学区)に提供。
- 名簿保管先
 - ・長寿政策課
 - ・平常時より活用できるように、確認書を交わした団体において管理・保管
- 名簿の更新
 - ・随時(現状は、年1回~2回)

要配慮者の避難対応等の主な課題

●行政機関共有用災害要援護者名簿についての課題

- ・現在、支所にて保管しているが、市民センターのあり方の検討の中で、どのような保管・活用が可能か検証が必要。

●避難支援等関係者への名簿提供についての課題

- ・名簿提供の範囲が限定されている（1学区1団体）ため、提供先が広がらない。
- ・名簿提供について、学区や地域での理解が広がっていない。
- ・家族や本人が地域への情報提供を希望しない。

●地域での名簿活用についての課題

- ・地域での名簿の活用方法がわかりにくい。
- ・個別支援計画を立てる上で、支援者がみつからない。
支援者となった場合の精神的な負担が大きい。
- ・個別支援計画を誰が作成（またはコーディネート）するか、はっきりしていない。
- ・自治会未加入者への対応。

課題解消に向けた取り組み

●行政機関共有用災害要援護者名簿について

- ・市民センターの今後の方向を注視し、地域防災計画と整合性を図りながら保管・活用の方法を検討。

●避難支援等関係者への名簿提供について

- ・避難支援等関係者への名簿提供の仕方を再検討する一方、現在提供している団体との調整が必要。
- ・名簿の意義や活用について、学区や地域、市民への説明や周知を進め、理解を深める対策を講じる。

●地域での名簿活用についての課題

- ・名簿の意義や活用について、学区や地域、市民への説明や周知を進め、理解を深める対策を講じる。
- ・個別支援計画の作成主体またはコーディネートについて、検討していく。